



2015年8月21日

各 位

会社名 イオン九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 祐司
(コード番号: 2653 JASDAQ)
問合せ先 取締役経営戦略本部長 榊 隆之
(電話番号 092-441-0611)

イオンストア九州株式会社の事業運営の承継（業務委託）に関する

業務委託契約書締結のお知らせ

イオン九州株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社の親会社である純粋持株会社イオン株式会社（以下、「イオン」といいます。）の100%出資の子会社であるイオンストア九州株式会社（以下、「イオンストア九州」といいます。）とGMS（総合スーパー）（以下、「GMS」といいます。）の運営に関する業務委託契約を2015年8月21日付けで締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2015年4月9日付けの「株式会社ダイエーの九州地域におけるGMS事業の運営の承継に関する基本合意書締結のお知らせ」でお知らせいたしました取り組みにつき、これまで協議を進めてまいりました。その一環として、株式会社ダイエー（以下、「ダイエー」といいます。）の九州地域における24店舗（以下、「対象事業」といいます。）を、吸収分割の方法により、2015年9月1日を効力発生日として、イオンストア九州へ承継させることにつきましては、ダイエーおよびイオンストア九州の取締役会にて、既に決議されております。（ダイエー取締役会決議日：2015年7月6日、イオンストア九州取締役会決議日：2015年7月8日）

本日、当社は、2015年9月1日以降、イオンストア九州の事業運営について業務委託（以下、「本業務委託」といいます。）の方法により運営を承継することを、取締役会において決議し、締結いたしました。

1. 本業務委託の目的

当社は、イオンを中心とするイオングループに属しております。イオングループは300社余りの企業から構成され、GMSやSM（スーパーマーケット）等を展開する小売業を中心に、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を、国内外で複合的に展開しております。

本業務委託は、ダイエーのイオングループ参画に伴う構造改革の先鞭として九州地域における小売事業の体制を再構築し、九州地域で「ベストローカル」を実現する運営体制に進化させていくことを目的としています。

当社は2014年9月24日より、ダイエーの九州地域における対象事業の一体運営に向けて、ダイエーと店舗編成に関する検討を開始し、様々な角度から検証や調査を行ってまいりました。その結果、ダイエーの九州地域におけるGMSの店舗数や売上規模の大きさを考慮し、分割準備会社であるイオンストア九州を設立し、イオンストア九州はダイエーから吸収分割にて対象事業を承継し、当社はその対象事業を運営するため、本業務委託の契約を締結いたしました。

具体的には、ダイエーの九州地域における対象事業の運営を当社が承継することにより、地域単位でマネジメントを完結させ、GMS事業の運営に関する意思決定スピードを速めることで、お客さまに支持される地域密着経営の実現を目指してまいります。

また、地域戦略を一体となって推進していくことにより、九州におけるイオングループのブランド認知度向上と小売事業シェアNO. 1に向けた事業基盤の確立を図ります。さらに、物流の集約・効率化等によるコストシナジーや商品調達におけるスケールメリット、好立地にあるダイエー店舗の活性化や共通販促による営業強化など、運営承継による種々のシナジー創出を、地域一体となって進めて参ります。

九州における小売業を取り巻く環境は、ディスカウントストア、ドラッグストア等の出店加速により、業種・業態を

越え、厳しさを増しております。この環境の中におきまして、本業務委託の締結により、九州で深く愛されてきたダイエーのローカルの強みに加え、イオンのスケールメリットを活かした商品の調達や販売促進施策やインフラ等を共有し、より地域に密着した店づくりを推進してまいります。

時代のニーズは常に変化しており、その変化に的確、且つスピードを持って対応していくことや、ニーズを先取りした提案を行っていくことが総合小売事業の役割であると考え、地域完結型のマネジメントの実現により、「九州No. 1の信頼される企業」を目指すため、本業務委託の締結を決定いたしました。

2. 本業務委託の内容及び対象店舗

対象店舗					
(1)	ダイエーショッパーズモールなかま店	福岡県中間市	(13)	ダイエー銅座店	長崎県長崎市
(2)	ダイエー城野店	福岡県北九州市	(14)	ダイエーチトセピア店	長崎県長崎市
(3)	ダイエーショッパーズ福岡店	福岡県福岡市	(15)	ダイエー島原店	長崎県島原市
(4)	ダイエー福重店	福岡県福岡市	(16)	ダイエー壱岐店	長崎県壱岐市
(5)	ダイエー笹丘店	福岡県福岡市	(17)	ダイエー日田店	大分県日田市
(6)	ダイエーマリナタウン店	福岡県福岡市	(18)	ダイエー熊本店	熊本県熊本市
(7)	ダイエー西新店	福岡県福岡市	(19)	ダイエー宮崎店	宮崎県宮崎市
(8)	ダイエー二日市店	福岡県筑紫野市	(20)	ダイエー都城駅前店	宮崎県都城市
(9)	ダイエー下大利店	福岡県大野城市	(21)	ダイエー鹿児島店	鹿児島県鹿児島市
(10)	ダイエー野芥店	福岡県福岡市	(22)	ダイエー鹿児島中央店	鹿児島県鹿児島市
(11)	ダイエー水巻店	福岡県遠賀郡	(23)	ダイエープラザ大島店	鹿児島県奄美市
(12)	ダイエー長崎店	長崎県長崎市	(24)	ダイエー鹿児島谷山店	鹿児島県鹿児島市

当社は上記の対象事業（ダイエーの店舗）の運営をイオンストア九州から承継（業務受託）いたします。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	イオンストア九州株式会社	
(2) 所 在 地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐方 圭二	
(4) 事 業 内 容	小売事業	
(5) 資 本 金	10百万円	
(6) 設 立 年 月 日	2015年6月8日	
(7) 大株主及び持株比率	イオン(株) 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当該事項はありません。
	人的関係	当社の取締役である伊藤文博氏、監査役である原 伸明氏 2名がイオンストア九州の役員兼務しております。
	取引関係	当該事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社とイオンストア九州は、同一の親会社(イオン)を持つため、関連当事者に該当します。
(9) 事業年度の財政状態及び経営成績	総資産	20百万円
	純資産	20百万円
	1株当たりの純資産	10,000円
	営業収益	—
	営業利益	—
	経常利益	—
	当期純利益	—
	1株当たりの当期純利益	—

4. 本業務委託の日程

(1) 基本合意書締結日	2015年4月9日
(2) 本業務委託契約に係る取締役会決議日	2015年8月21日
(3) 本業務委託契約締結日	2015年8月21日
(4) 運営承継(業務委託)開始日	2015年9月1日(予定)

5. 今後の見通し

当社は、運営の承継に伴い、業務受託収入を見込んでおりますが、業績に与える影響は軽微であると考えております。今後さらに当社の業績に重大な影響を与えることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本業務委託は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が、2015年5月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引条件につきましては、一般取引条件と同様に交渉のうえ決定である旨を記載しています。当社は、本業務委託について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、業務受託収入を決定し、本業務委託を行う予定です。したがって、本業務委託は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に適合していると考えています。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本業務委託は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置が必要であると判断し、本業務委託契約に関する交渉過程において、法務面については近江法律事務所に、会計面についてはデロイトトーマツ コンサルティング合同会社に、税務面については顧問税理士法人T I Cに、それぞれ助言を求めるとともに、イオンストア九州は、法務面について森・濱田松本法律事務所に助言を求めてまいりました。なお、顧問税理士法人T I Cより、当社が作成した基礎資料を前提として検証した結果、本業務委託契約における報酬は適正な時価を反映しており、両社への経済的利益の移転はなく、否認される可能性がどの程度であるか定量的にいうことはできないが、寄付金、受贈益認定に対する税務リスクは極めて少ない旨の意見書を2015年8月21日付けで入手しております。さらに、利益相反を回避するため、利益相反のおそれがある伊藤 文博 取締役（イオンストア九州の取締役を兼ねている。）、原 伸明 監査役（イオンストア九州の監査役を兼ねている。）を除いて審議および決議を行っています。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本業務委託契約を検討するにあたり、イオン及びダイエーと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている阪口 彰洋氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、(1) 本業務委託契約の締結の目的の正当性、(2) 本業務委託契約の締結に至る手続きの公正性、(3) 本業務委託契約の契約内容および契約条件の妥当性、(4) 本業務委託契約の締結が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて検討を依頼いたしました。その結果、当社は阪口 彰洋氏より、(1) 企業価値向上を実現しようとするものとして合理的であると考えられ本業務委託契約の締結の目的は正当であること、(2) 本業務委託契約の締結に至る過程に、利益相反のおそれがある伊藤 文博 取締役（イオンストア九州の取締役を兼ねている。）、原 伸明 監査役（イオンストア九州の監査役を兼ねている。）を除いて審議および決議が行われたこと、また、親会社であるイオンによる影響力の行使を窺わせる事実が認められないことから、交渉過程および意思決定に係る手続きは公正なものと認められること、(3) 受託業務の内容および受託料の計算方法、その他条件において、特段不合理な点は認められないこと、(4) 本件24店舗の損益自体はイオンストア九州に帰属し、イオン九州の損益に影響を及ぼすものではないため、本業務委託契約の締結に関する当社の決定が、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められないこと、と判断される旨の意見書を2015年8月21日付けで入手しております。

以上

(参考) 当期業績予想 (2015年4月9日公表分) 及び前期実績

単位：百万円

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (2016年2月期)	246,000	2	300	△1,100
前期実績 (2015年2月期)	242,164	△1,693	△1,106	△3,608